

ブレイスFP社会保険労務士事務所

## 事務所便り

連絡先 〒207-0023  
東京都東大和市上北台3-460-3  
FUSEビル4F  
電話 042-843-6533  
E-mail [bracefpsr@ozzio.jp](mailto:bracefpsr@ozzio.jp)  
H P <https://bracefpsr.com/>



### 運転前後のアルコールチェック 義務化：4月から

道路交通法施行規則の改正により、4月から安全運転管理者による運転前及び運転後のアルコールチェックが義務付けられます。

安全運転管理者は、社有車を5台（定員11人以上は1台）以上使用する事業所に選任・届出が義務付けられています（50CC超の自動二輪車は0.5台としてカウント）。

安全運転管理者は以下の業務を行うものとされています。

- ① 運転者の状況把握
- ② 運行計画の作成
- ③ 長距離運転時等の交替要員の配置
- ④ 異常気象時等の安全確保措置
- ⑤ 点呼等による安全運転の指示（過労、病気、飲酒等の確認）
- ⑥ 運転日誌の記録
- ⑦ 運転者に対する指導

今回の改正では、上記に加えて、飲酒・酒気帯びの確認が次の通り段階的に義務化されます。

- 4月から…目視によりチェックし、飲酒運転の有無の記録を1年間保存すること
- 10月から…目視に代えてアルコール検知器によりチェックすること及びアルコール検知器を常備すること

改正により義務化される項目は、特に小規模事業者には負担増となることが予想されます。一方で、職務中の飲酒によって引き起こされた重大事故は大きく報道され、人々の記憶にも残るところです。飲酒事故は会社にとっても死活問題となりがねず、万一にでも避けられるようにしたいものです。

### 失業給付最大3年留保の特例

厚生労働省は、失業手当の受給期間を最大3年間留保できる特例を設けます。受給期間は原則として離職後1年間です。この特例は、離職後に起業して短期で廃業した場合に、失業手当の受給期間が過ぎ、満額受給できなくなる事例が多かったための措置であり、起業した会社

の廃業後、求職活動を行うことが条件となります。労働政策審議会で同改正を盛り込んだ雇用保険法などの改正案の要綱が示され、通常国会に提出される予定です。

### 「シフト制」労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項（厚生労働省）

パートやアルバイトを中心に、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間ごとに作成される勤務割や勤務シフトなどにおいて初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような形態があります。

このような契約には柔軟に労働日・労働時間を設定できる点で当事者双方にメリットがある一方、労働紛争が発生することもあります。厚生労働省が、使用者が現行の労働関係法令等に照らして留意すべき事項を取りまとめましたので、抜粋してご紹介します。

#### ● シフト制労働契約の締結に当たっての留意事項

##### ① 始業・終業時刻

労働契約の締結時点で、すでに始業と終業の時刻が確定している日については、労働条件通知書などに単に「シフトによる」と記載するだけでは不足であり、労働日ごとの始業・終業時刻を明記するか、原則的な始業・終業時刻を記載した上で、労働契約の締結と同時に定める一定期間分のシフト表等を併せて労働者に交付する必要があります。

##### ② 休日

具体的な曜日等が確定していない場合でも、休日の設定にかかる基本的な考え方などを明記する必要があります。

#### ● シフト制労働者を就労させる際の留意点

##### ① 年次有給休暇

所定労働日数、労働時間数に応じて、労働者には法定の日数の年次有給休暇が発生します。使用者は、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければなりません。「シフトの調整をして働く日を決めたのだから、その日に年休は使わせない」といった取扱いには認められません。

##### ② 休業手当

シフト制労働者を、使用者の責に帰すべき事由で休業させた場合は、平均賃金の60%以上の休業手当の支払いが必要です。

詳細は、下記をご参照ください。

【厚生労働省「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項（使用者の方向けリーフレット）」】  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000870906.pdf>

### 年金額0.4%引き下げへ 令和4年度

1月21日、厚生労働省は4月からの年金額が3月までより0.4%引き下げとなると発表しました。これは、物価変動率がマイナス0.2%、

名目手取り賃金変動率がマイナス0.4%となったため、新規裁定者(67歳以下)、既改定者ともに名目手取り賃金変動率を適用することになったためです。それとは別にマクロ経済スライドによるスライド調整率はマイナス0.3%積み残されており、年金額が上がる局面で調整されることとなります。

老齢基礎年金額は40年納付の場合、65,075円から259円下がり64,816円となります。老齢厚生年金では、モデル世帯で220,496円から219,593円へと903円引き下げとなります。

### 国民年金保険料も引き下げ

令和4年度国民年金保険料は、月額16,590円(令和3年度比マイナス20円)、令和5年度は16,520円(令和4年度比マイナス70円)と公表されました。前納の場合は以下の通りとなります。

6カ月前納の場合：98,410円(口座振替)、98,730円(現金納付)

1年前納の場合：194,910円(口座振替)、195,550円(現金納付)

2年前納の場合：381,530円(口座振替)、382,780円(現金納付)

口座振替で2年間前納の場合、保険料が1カ月分に近く安くなります。

### 限度額認定証等 性別記載欄廃止へ

厚生労働省は、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)を踏まえ、健康保険、国民健康保険・

介護保険の限度額認定証など窓口で被保険者証に添えて提出する証について、被保険者の性別は被保険者証をもって確認できること等を踏まえ、性別の記載欄を削除することとしました。

対象は以下のとおりです。

#### ● 健康保険

- ・ 被保険者証の再交付の申請等
- ・ 特定疾病療養受療証
- ・ 限度額適用認定証
- ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証等

※ 国民健康保険、船員保険、高齢者の医療の確保に関する法律においてもこれに準じた改正が行われます。

#### ● 介護保険

- ・ 介護保険負担限度額の認定に係る申請書等
- ・ 介護保険負担割合証
- ・ 介護保険負担限度額認定証
- ・ 介護保険特定負担限度額認定証等

パブリックコメントを経て、3月下旬に法改正を行い、月内に施行するとしています。

### 送検事例：派遣先企業が「労災隠し」刈谷労基署

愛知・刈谷労基署は、派遣労働者の労災で死傷病報告を提出しなかったとして、金属プレス加工業者と同社取締役を名古屋地検に書類送検しました。派遣労働者は、同社工場内で、プレス機械を用いる金属製品の曲げ作業に従事していましたが、左手親指を動力プレス機械に



挟まれました。骨折により、181日の休業を余儀なくされています。

派遣労働者を雇用しているのは、派遣元の事業者です。しかし、派遣先で働いている間の事故については、派遣先も事業者としての責任を負います。

派遣先での死傷病報告は、派遣先が作成及び労基署への提出を行い、写しを遅滞なく派遣元へ送付することと規定されています(派遣則42条)。また、それを受けて派遣元も同報告を提出することになります。同社は、この規定を順守せず、報告の提出を怠っていたものです。

### 事務所からひと言

◇補助金や助成金に関する営業を受けた経験のある企業は多いことと思います。内容は様々でしょうが、なかには受給に向けての情報や関連知識を得るために「サービス提供契約」と称して一定期間の契約を結ばせるものもあります。先般もそのような契約で、「55万円の契約をしたが不安に思い直後に解約を申し込んだところ、15万円余りの違約金を請求された」との相談がありました。情報提供だけで補助金・助成金が活用可能という環境にある企業は、多くはないのが実際ではないでしょうか。もし、あらためて実務を依頼【助成金＝社会保険労務士、補助金＝行政書士】することになれば、別途の費用が発生します。費用対効果は、社内の態勢等も参照しながら見定めていく必要があります。

◇コロナ感染に関わる傷病手当金について相談が数件ありました。協会健保のホームページによると、新型コロナウイルス「陽性」の方、及び新型コロナウイルス「陰性」で発熱等の症状のある方が対象となるとされています。具体的には次のケースが考えられます。

- ① 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱など自覚症状があり労務困難な人
- ② 自覚症状がないが PCR 検査で陽性とされた人
- ③ 自覚症状があり医師の診断を受け、結果的に陰性だった人（※受診時まで。ただし他の病気で労務不能の場合は引き続き対象）

その他、自覚症状があったがホテル療養や自宅待機等により、医療機関を受診できず、傷病手当金支給申請書の4ページ目（療養担当者記入用）に担当医師の証明が受けられない場合は、「療養状況申立書」の提出により認められる場合があります。

一方、自覚症状がなく PCR 検査でも陰性の場合や、家族が感染して濃厚接触者とされても上記に該当しないときは対象になりません。

◇また年金が下がりました。2年連続です。マクロ経済スライドの積み残し分 0.3%も引き下げ予定となっています。老齢基礎年金のみの受給者は5万2千円程度に過ぎません。老後の生活保障や年金制度の議論が再燃するものと思います。

紙面の都合により「労使トラブルを防ぐ」はお休みします。